

市町村議会に関する条例の制定及び運用並びに議会運営状況の調査結果

I 議会・議員に関する条例について

1 議員数の状況（資料 I - 1、2）

県内市町村の議員定数の総計は、令和5年1月1日現在 825 人（「次の一般選挙から施行する」と規定されているなど、未施行となっている条例改正を反映させた場合は、816 人）、在職議員数は 786 人、うち女性議員数は 14.5%の 114 人であり、女性議員がいる市町村は、42 団体となっている。

前回調査結果(令和4年1月1日現在)と比べて、条例定数は5人の減となっている。

なお、議員1人当たりの住民数が最も多い市町村は水戸市(9,684人)、最も少ない市町村は河内町(697人)となっている。

(令和5年1月1日現在)

区分	条例定数※	現に在職する議員数	
			うち女性議員
市計	662 (654)	631	96
町村計	163 (162)	155	18
県計	825 (816)	786	114

※ 条例定数の（ ）内の数は、条例定数を改正している市町村について、「次の一般選挙から施行する」と規定されている等未施行となっている条例改正を反映させた場合の数。

2 議員報酬及び削減措置実施の状況（資料 I - 3）

地方自治法第203条第1項で、普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならないとされ、また、同条第3項では、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる規定されている。

報酬及び期末手当ともに、額や支給方法は条例で定める必要があり（同条第4項）、令和5年1月1日現在、条例本則上の県内市町村議会の平均報酬月額、議長が427,114円、副議長が383,205円、議員が360,932円となっている。

報酬、期末手当を一時的に削減している団体は1団体となっている。

(令和5年1月1日現在)

区分	報酬条例本則上の報酬月額（円）			削減措置※を実施
	議長	副議長	議員	
市計(平均)	456,156	409,469	384,938	1
町村計(平均)	349,667	313,167	296,917	0
県計(平均)	427,114	383,205	360,932	1

※「削減措置」＝報酬を特例条例又は条例付則で一時的に減額しているもの。費用弁償の削減（例：旅費の不支給）は本表に含めない。

3 政務活動費に関する条例の制定状況（資料 I - 4）

政務活動費は、地方議員の調査活動基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、その使途の透明性を確保することを目的としたものである。

政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法は条例で定めることとされており（地方自治法第 100 条第 14 項）、令和 5 年 1 月 1 日現在、県内市町村の 65.9%にあたる 29 団体が条例を制定しており、議員 1 人当たりの平均支給年額は 239 千円となっている。また、収支報告書の閲覧は、交付をしている全団体に閲覧可能となっている。なお、交付にあたって領収書等の添付を義務付けている団体は 28 団体であり、28 団体において残余額等の返還がなされている。（つくばみらい市は条例を制定しているが、平成 19 年度から交付停止としている。）

4 議会基本条例の制定状況

議会基本条例は、市町村独自に、議会及び議員活動の活性化・充実のために必要な議会運営の基本的事項を定めたもので、議会及び議員の活動原則や住民と議会の関係等を内容としている。

県内市町村では、令和 5 年 1 月 1 日現在、27 団体において制定されている。

団体名	公 布 日	施 行 日
日立市	平成 27 年 3 月 27 日	平成 27 年 4 月 1 日
土浦市	平成 26 年 12 月 19 日	平成 27 年 5 月 1 日
古河市	平成 27 年 3 月 6 日	平成 27 年 5 月 1 日
石岡市	平成 26 年 3 月 20 日	平成 26 年 4 月 1 日
龍ヶ崎市	平成 26 年 12 月 25 日	平成 27 年 9 月 1 日
常陸太田市	平成 24 年 9 月 28 日	平成 24 年 10 月 1 日
高萩市	平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 4 月 1 日
笠間市	令和 4 年 8 月 30 日	令和 4 年 8 月 30 日
取手市	平成 23 年 12 月 5 日	平成 24 年 1 月 1 日
牛久市	平成 29 年 6 月 20 日	平成 29 年 6 月 20 日
つくば市	平成 27 年 1 月 14 日	平成 27 年 4 月 1 日
ひたちなか市	平成 25 年 10 月 2 日	平成 26 年 4 月 1 日
鹿嶋市	平成 25 年 6 月 21 日	平成 25 年 6 月 21 日
守谷市	平成 25 年 12 月 18 日	平成 26 年 3 月 1 日
常陸大宮市	平成 25 年 10 月 1 日	平成 25 年 10 月 1 日
那珂市	平成 25 年 9 月 30 日	平成 25 年 10 月 1 日
筑西市	平成 27 年 2 月 26 日	平成 27 年 4 月 1 日
桜川市	令和元年 12 月 24 日	令和元年 12 月 24 日
神栖市	令和 2 年 6 月 26 日	令和 2 年 6 月 26 日
銚田市	平成 19 年 12 月 21 日	平成 19 年 12 月 21 日
小美玉市	平成 27 年 3 月 24 日	平成 27 年 4 月 1 日
大洗町	平成 23 年 6 月 20 日	平成 23 年 6 月 20 日
大子町	平成 26 年 11 月 28 日	平成 26 年 11 月 28 日
美浦村	平成 27 年 6 月 19 日	平成 27 年 7 月 1 日
阿見町	平成 27 年 12 月 22 日	平成 28 年 4 月 1 日
境町	平成 29 年 3 月 21 日	平成 29 年 4 月 1 日
利根町	平成 23 年 3 月 15 日	平成 23 年 4 月 1 日

II 議会運営について（資料Ⅱ）

1 議長・副議長の任期の申し合わせの状況

議長及び副議長の任期は、議員の任期による（地方自治法第 103 条第 2 項）が、申し合わせにより、本人の辞職による交代が行われている場合があり、令和 5 年 1 月 1 日現在において、任期 4 年は 7 団体で、そのほか、2 年が 28 団体、その他が 9 団体となっている。

2 議員の派遣の状況

議会が議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができ（地方自治法第 100 条第 13 項）、令和 3 年度においては、議決による派遣は 30 件（市 27 件、町村 3 件）、議決によらない派遣は 50 件（市 39 件、町村 11 件）、派遣された議員数は延べ 296 人となっている。

3 議員の除斥の状況

議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接利害関係のある事件について、その議事に参与することができず（地方自治法 117 条）、令和 3 年度において、除斥は 50 件（市 33 件、町村 17 件）で、前回調査と比べて、19 件の増となっている。

III 長と議会の関係について

1 執行部提出議案の否決・修正等の状況（資料Ⅲ－1）

令和 3 年度において、修正が 7 件、否決が 9 件、審議未了が 0 件となっており、前回調査と比べて修正と否決がそれぞれ 5 件と 2 件の増、審議未了が 1 件の減となっている。

2 100 条委員会の設置状況（資料Ⅲ－2）

普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができ（自治法第 100 条第 1 項）、一般に「100 条調査権」と呼ばれている。

100 条調査権は、その調査対象が当該地方公共団体の事務から逸脱してはならないという原則はあるものの、広範囲に及び、また、調査権の実効性を担保するため罰則規定（同条第 3 項、第 7 項）が設けられている強力なものであるため、発動には慎重を期すことが求められる。

なお、実際の 100 条調査権の行使に当たっては、地方自治法第 109 条による特別委員会を設置し、当該委員会に委任して行うことが通例となっている。令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間では稲敷市が設置している。

IV 議会広報・特色ある取り組みについて（資料Ⅱ）

1 通年議会、土曜・日曜議会の導入状況等について

令和 5 年 1 月 1 日現在、常総市、守谷市、坂東市が通年議会を導入しており、土曜・日曜議会を導入している団体はない。

2 本会議審議状況及び議会運営状況の公開について（資料Ⅳ－1）

令和 5 年 1 月 1 日現在、ケーブルテレビによるものが 5 団体、インターネットによるものが 38 団体で、前回調査と比べて、インターネットによるものが 2 団体の増となっている。

議会ホームページに、質問予定者、質問項目及び議事録を掲載している市町村は 43 団体、議事録検索システムを導入しているのは 32 団体となっている。前回調査と比べ、議事録検索システムの導入が 1 件増となっている。

3 各議員の採決態度の公表状況（資料Ⅳ－２）

各議員の採決態度を公表しているのは令和 5 年 1 月 1 日現在、35 団体であり、広報紙や議会ホームページにおいて公表している。前回調査との変動はみられなかった。

4 議員・委員会による政策的条例案の提出状況

議員・委員会による政策的条例案について、令和 3 年度は 1 件であり、修正可決されている。

団体名	条例案名	議決状況	提出時期
銚田市	銚田市小規模企業振興基本計画条例に関する条例	修正可決	令和 4 年 3 月

5 議員の出産・育児・介護に係る休暇規定（資料Ⅳ－３）

令和 5 年 1 月 1 日現在、議員の本人の出産に係る休暇の規定は 43 団体、配偶者の出産に係る休暇は 41 団体、育児休暇は 40 団体、介護休暇は 40 団体が制定している。前回調査と比べて、議員本人の出産に係る規定は 2 団体の増、配偶者の出産休暇に係る規定は 6 団体の増、育児休暇に係る規定は 6 団体の増、介護休暇は 6 団体の増となっている。また、取得実績は配偶者出産休暇が 1 件、育児休暇が 1 件、介護休暇が 1 件である。

6 議会改革の取組事例等（資料Ⅳ－４）

令和 5 年 1 月 1 日現在、タブレットの導入は 33 団体、出前事業は 4 団体、子ども議会等の開催は 10 団体であり、前回調査と比べて、タブレットの導入は 3 団体の増、そのほかは同数となっている。その他以下のような取組みを実施している。

- ・議会報告会の開催
- ・意見交換会の実施
- ・議員勉強会の実施
- ・議会改革特別委員会の設置
- ・一問一答方式の導入
- ・執行部へ反問権・反論権の付与
- ・委員会等のライブ配信
- ・オンラインビデオシステムによる発言内容の字幕表示
- ・オンラインによる委員会の開催、現地調査等
- ・議会改革アドバイザーの設置
- ・会議録作成支援システムの導入
- ・一般質問でのパワーポイント、スクリーンの使用
- ・SNS による情報発信
- ・ペーパーレス化
- ・施設等への開催ポスターの掲示